

# 平成26年度社会福祉法人かじかの会財務諸表総括表

## (総括表の種類)

- 貸借対照表総括表
- 資金収支計算書総括表
- 事業活動収支計算書総括表
- 財産目録総括表

## (作成の目的等)

1. 複数の事業を実施している社会福祉法人が、法人全体の財務の状況を表す資料とする。
2. 各種事業で適用されている会計処理方法が異なることから、それらを便宜的に総括表として集計するもの。
3. 本総括表の作成は各法人の任意であり、それぞれの様式についても参考として示したものである。
4. 他の方法により、法人全体の財務関係総括表を作成している場合には、改めて本総括表を作成する必要はないが、各法人が同様の方法で総括表を作成することで、各法人間の財務状況の比較が容易になることから、極力本総括表に準じた様式で作成することが望ましい。

## ○作成上の注意事項

1. 事業区分は、定款に記載されている区分を元に「社会福祉事業」、「公益事業」及び「収益事業」に分類し、それぞれ毎の合計欄、さらに法人全体の合計欄を設ける。  
なお、当会においては、公益事業はありません。
2. 事業の内訳として、定款に記載されている施設区分ごとに、それぞれに適用している会計処理の方法を記載する。  
(会計処理の方法)
  - ①社会福祉事業：社会福祉法人会計基準（社福会計基準）
  - ②特別養護老人ホーム等介護関連事業：社会福祉法人会計基準（社福会計基準）  
：指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針（指導指針）
  - ③授産施設（就労移行支援事業）：就労支援事業会計処理基準（就労会計基準）
  - ④肢体不自由児施設：病院会計準則（病院準則）
  - ⑤介護老人保健施設：介護老人保健施設会計・経理準則（老健準則）
  - ⑥病院：病院会計準則（病院準則）
  - ⑦その他収益事業：企業会計原則（企業会計）
3. 勘定科目欄は、社福会計基準又は指導指針の大区分を基準に作成し、その他の会計処理方法による科目は適宜個別に表記する。  
なお、勘定科目は事業の内容により適宜加除しても差し支えない。  
また、計上額が少額の場合は、その他の科目としてまとめても差し支えない。
4. 会計単位間、経理区分間の資金移動については、会計単位（経理区分）間繰入金収入（支出）として必ず記載する。
5. 内部取引調整欄は、法人全体の取引のうち、各事業間の収入支出の重複を調整するため、法人内部取引（例：収益事業の商品を社会福祉事業で購入など）に該当する収入及び支出について記載し、法人合計の勘定科目を集計する際に内部取引調整欄の数値を差し引くこととする。
6. 病院会計準則、企業会計基準などのキャッシュフロー計算書については、資金収支計算書の総括表に準じて記載することとし、  
キャッシュフロー計算書の事業活動によるキャッシュフローは、経常活動収支の部へ、投資活動によるキャッシュフローは、施設整備等収支の部へ、財務活動によるキャッシュフローは、財務活動収支の部へそれぞれ記載する。